7　公文書監理室に、室長を置く。
8～19　［略］
［項を削る。］
20・21　［略］
（国有財産情報室並びに電算システム管理官、財政投融資監査官及び財政投融資実地監査官）
**第三十一条**　管理課に、国有財産情報室並びに電算システム管理官一人、財政投融資監査官一人及び財政投融資実地監査官二十五人以内（うち二十一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。
2～4　［略］
5　財政投融資監査官は、命を受けて、財政融資資金の融通先、財政投融資特別会計の投資勘定の投資先並びに債券及び借入金に係る債務について国が債務を負担する保証契約の保証先（以下この項において「保証先」という。）における資金の使用状況の調査及び実地監査に関する事務（保証先にあっては、財政投融資計画の執行に関するものに限る。）を処理する。
6　財政投融資実地監査官は、財政投融資監査官の命を受けて、前項に規定する調査及び実地監査を実施する。
（上席証券検査官及び証券検査官）
**第百九十一条**　各財務局及び福岡財務支局を通じて上席証券検査官四十二人以内及び証券検査官二百三十四人以内を置く。
2・3　［略］
（上席証券調査官及び証券調査官）
**第百九十一条の二**　関東財務局に、上席証券調査官八人以内を、近畿財務局に、上席証券調査官二人以内を、東海財務局に、上席証券調査官一人を、関東財務局に、証券調査官四十七人以内を、近畿財務局に、証券調査官二十八人以内を、東海財務局に、証券調査官二十三人以内を置く。
2・3　［略］

［項を加える。］
6～17　［同上］
18　能率専門官は、命を受けて、財務省の事務能率の増進に関する事務を処理する。
19・20　［同上］
（国有財産情報室並びに電算システム管理官、財政融資監査官及び財政融資実地監査官）
**第三十一条**　管理課に、国有財産情報室並びに電算システム管理官一人、財政融資監査官一人及び財政融資実地監査官二十五人以内（うち二十一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。
2～4　［同上］
5　財政融資監査官は、命を受けて、財政融資資金の融通先における資金の使用状況の調査及び実地監査に関する事務を処理する。
6　財政融資実地監査官は、財政融資監査官の命を受けて、前項に規定する調査及び実地監査を実施する。
（上席証券検査官及び証券検査官）
**第百九十一条**　各財務局及び福岡財務支局を通じて上席証券検査官四十二人以内及び証券検査官二百三十八人以内を置く。
2・3　［同上］
（上席証券調査官及び証券調査官）
**第百九十一条の二**　関東財務局に、上席証券調査官八人以内を、近畿財務局に、上席証券調査官二人以内を、東海財務局に、上席証券調査官一人を、関東財務局に、証券調査官四十七人以内を、近畿財務局に、証券調査官二十九人以内を、東海財務局に、証券調査官二十三人以内を置く。
2・3　［同上］

（上席証券取引審査官及び証券取引審査官）
**第百九十二条**　関東財務局に、上席証券取引審査官四人以内を、東海財務局及び近畿財務局に、上席証券取引審査官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて証券取引審査官三十九人以内を置く。
2・3　［略］
（理財部の所掌事務）
**第百九十六条**　理財部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～十五　［略］
十六　独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金及び独立行政法人福祉医療機構に関すること。
十七～三十六　［略］
（統括金融証券検査官の職務）
**第二百二十七条**　統括金融証券検査官は、命を受けて、次に掲げる検査の実施に関する事務（証券取引等監視官、特別金融証券検査官、上席為替実査官及び為替実査官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。
一・二　［略］
三　次に掲げる者の検査（カからラまでに掲げる者にあっては、損失の危険の管理に係るものに限る。）
イ～ナ　［略］
ラ　独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構
2　［略］
（上席為替実査官及び為替実査官）
**第二百二十九条**　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席為替実査官十一人以内及び為替実査官三十七人以内を置く。
2・3　［略］
（上席証券監査官及び証券監査官）
**第二百三十一条**　関東財務局の理財部に、上席証券監査官八人以内を、東海財務局及び近畿財務局の理財部に、上席証券監査官そ

（上席証券取引審査官及び証券取引審査官）
**第百九十二条**　関東財務局に、上席証券取引審査官四人以内を、東海財務局及び近畿財務局に、上席証券取引審査官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて証券取引審査官四十人以内を置く。
2・3　［同上］
（理財部の所掌事務）
**第百九十六条**　理財部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～十五　［同上］
十六　独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金及び独立行政法人福祉医療機構に関すること。
十七～三十六　［同上］
（統括金融証券検査官の職務）
**第二百二十七条**　統括金融証券検査官は、命を受けて、次に掲げる検査の実施に関する事務（証券取引等監視官、特別金融証券検査官、上席為替実査官及び為替実査官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。
一・二　［同上］
三　次に掲げる者の検査（カからラまでに掲げる者にあっては、損失の危険の管理に係るものに限る。）
イ～ナ　［同上］
ラ　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構
2　［同上］
（上席為替実査官及び為替実査官）
**第二百二十九条**　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席為替実査官十一人以内及び為替実査官三十八人以内を置く。
2・3　［同上］
（上席証券監査官及び証券監査官）
**第二百三十一条**　関東財務局の理財部に、上席証券監査官八人以内を、東海財務局及び近畿財務局の理財部に、上席証券監査官そ